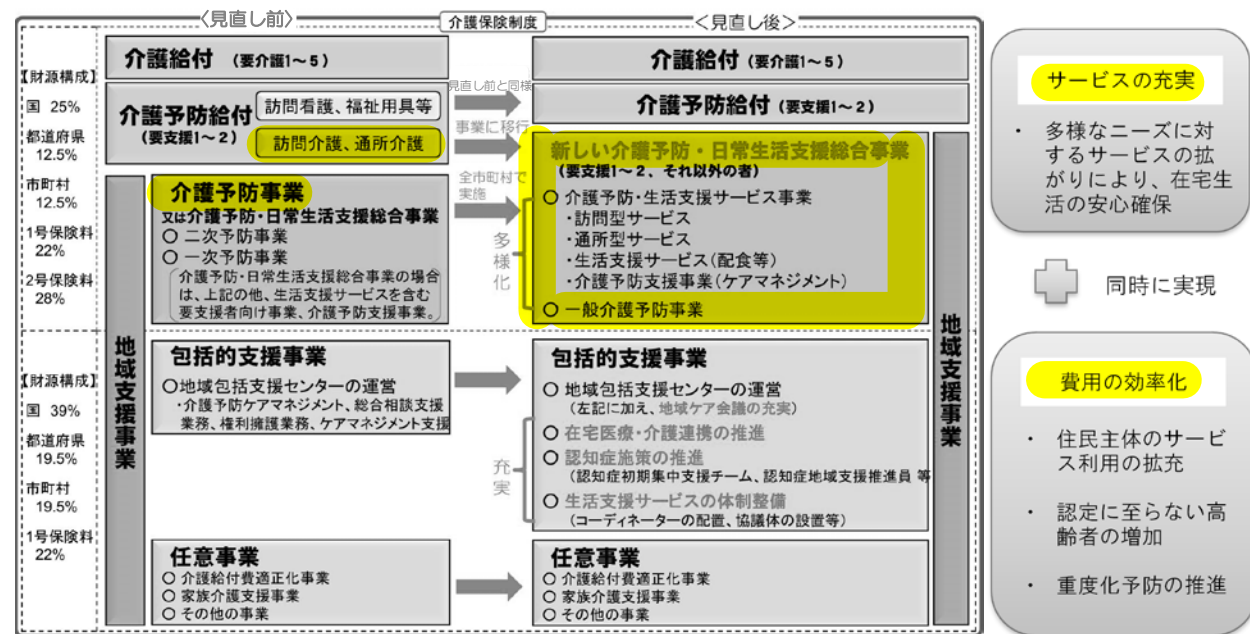


1 介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）とは

平成27年4月に施行された介護保険制度改正により、介護予防給付で実施されている訪問介護、通所介護が市町村が地域の実情に応じて実施する「総合事業」に移行します。本市では、平成28年1月より移行を開始しています。

総合事業の実施により、サービスを多様化することで、サービスの充実と費用の効率化が期待されています。本市では、**◎要介護状態の予防と自立に向けた支援 ◎多様で柔軟な生活支援のある地域づくり**を基本的考え方として、「前向きに歳を重ねられるまち よこはま」を目指します。

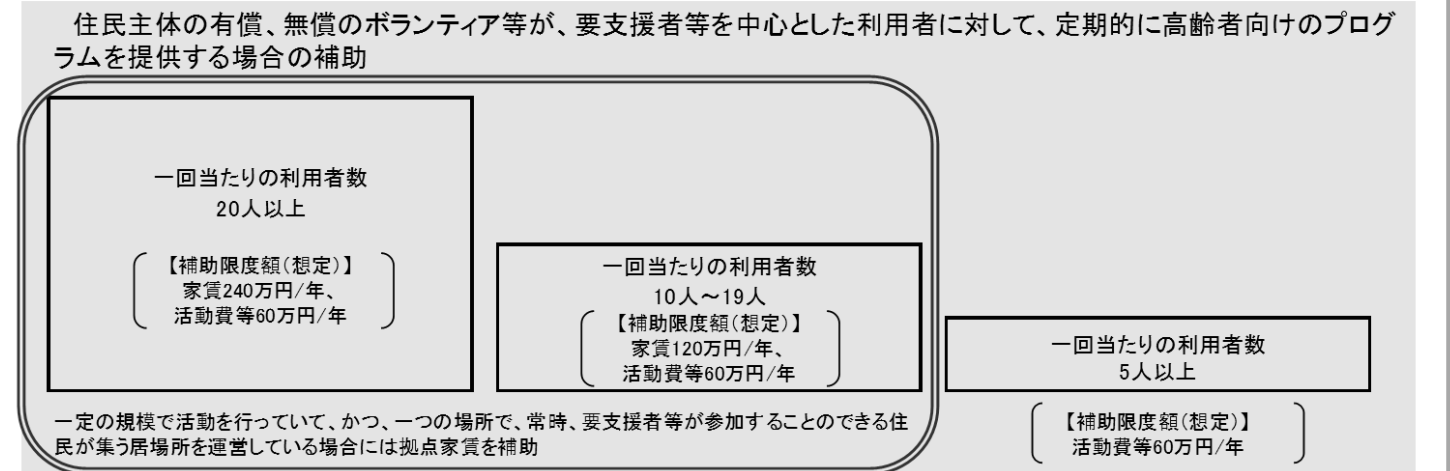


2 住民主体による支援等について（案）

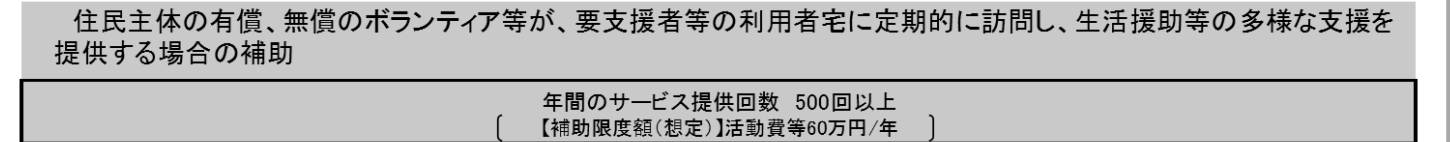
高齢者が住み慣れた地域で、自ら健康づくり・介護予防に取り組むとともに、生活に支援が必要な場合には、多様な主体からの支援を受けながら、自立した生活ができる地域づくりに取り組みます。

そのため、地域包括ケアシステムの基盤の一つとなる介護予防・生活支援サービスの充実・強化を進めるための補助事業の実施を検討しています。

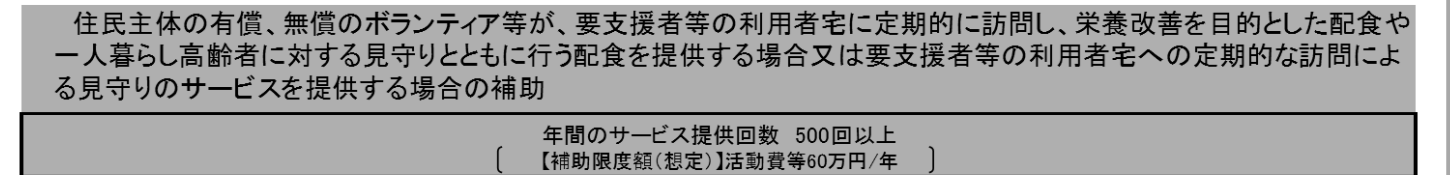
(1) 通所型サービスB ((イ)-③)



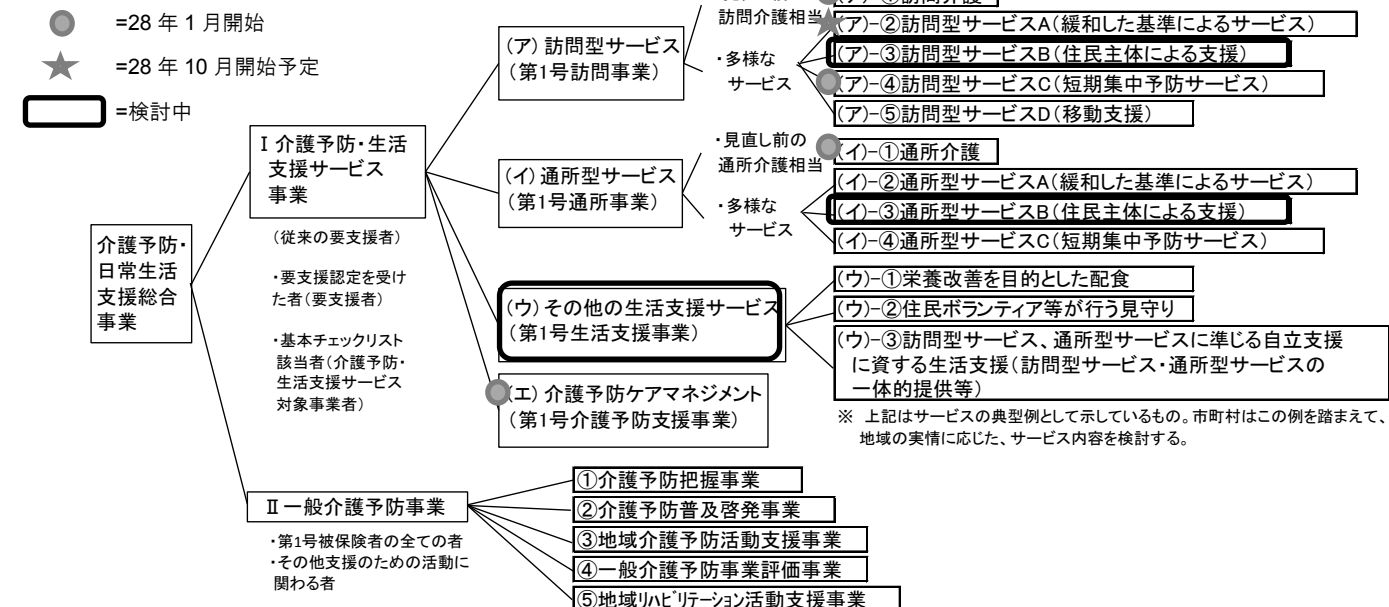
(2) 訪問型サービスB ((ア)-③)



(3) その他生活支援サービス ((ウ)-③)



※上記の基準及び補助額について、9月1日に開催した介護保険運営協議会において御議論いただき、多くの御意見を頂戴しました。引き続き、介護保険運営協議会、社会福祉協議会からの御意見をいただき、区役所とも調整していきます。なお、補助額については予算事項であり、予算編成の中で最終的に決定していきます。



平成28年1月から実施しているサービス		
(ア) 訪問型サービス	(ア)-①訪問介護 (見直しの訪問介護相当のサービス)	【横浜市訪問介護相当サービス】 専門的なサービスが必要と認められる場合に提供する見直しの訪問介護に相当するサービス(訪問介護員等によるサービス)です。
(イ) 通所型サービス	(イ)-①通所介護 (見直しの通所介護相当のサービス)	【横浜市通所介護相当サービス】 専門的なサービスが必要と認められる場合に提供する見直しの訪問介護に相当するサービス(通所介護事業者の従事者によるサービス)です。
平成28年10月から実施予定のサービス		
(ア) 訪問型サービス	(ア)-②訪問型サービスA (緩和した基準によるサービス)	【横浜市訪問型生活援助サービス】 ※10月1日付で226事業所の指定を予定 見直しの訪問介護よりも、人員等の基準を緩和して一定の研修受講者でも従事可能とし、必ずしも専門的なサービスが必要でない方に生活援助を行うサービスを実施します。これにより、介護人材のすそ野を広げます。

スケジュール

